
有機性廃棄物リサイクル推進施設
(し尿処理施設)
整備・運営事業

入札説明書

平成 29 年 9 月 1 日

(平成 29 年 10 月 30 日修正)

会津若松地方広域市町村圏整備組合

目 次

第 1 章 用語の定義	1
第 2 章 入札説明書の位置付け	3
第 3 章 事業の概要	3
第 4 章 事業者の募集及び選定の手続き	9
第 5 章 入札参加資格	12
第 6 章 入札参加の手続等	16
第 7 章 入札参加資格の確認（資格審査）	18
第 8 章 入札提案書類の提出	19
第 9 章 事業者の選定（提案審査）	21
第 10 章 契約に関する事項	24
第 11 章 提出書類	25
第 12 章 提出書類作成要領	28
第 13 章 その他	32
第 14 章 事務局	33

第1章 用語の定義

(五十音順)

No.	用 語	定 義
1)	DBO 方式	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に準じて、公共が資金調達を負担し、設計・建設及び運転管理を一括して民間に委託する方式をいう。なお、DBO とは、Design：設計、Build：建設、Operate：運転管理の略称である。
2)	SPC	本事業の運転管理業務を行う特別目的会社をいう。
3)	委員会設置要綱	「会津若松地方広域市町村圏整備組合有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業に係る事業者選定委員会設置要綱」をいう。
4)	運営事業者	本事業において、運転管理業務を担当する者をいう。
5)	運転管理業務	本事業のうち、本件施設の運転管理（運転管理及び維持管理を含むが、これに限らない。）に係る業務をいう。
6)	運転管理業務委託契約	本事業のうち、運転管理業務に係る本組合と運営事業者で締結される有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業運転管理業務委託契約書に基づく契約をいう。
7)	運転管理業務委託契約書（案）	入札公告時に公表する「有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業運転管理業務委託契約書（案）」をいう。
8)	汚泥再生処理センター性能指針	「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る汚泥再生処理センター等の性能に関する指針について（平成 12 年 10 月 6 日生衛発第 1517 号（平成 15 年 12 月 19 日環廃対発第 031219003 号一部改正））別添 1 廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る汚泥再生処理センター性能指針」をいう。
9)	管外業者	管内業者及び準管内業者以外の企業をいう。
10)	管内業者	本組合の入札参加資格登録において、構成市町村に本社若しくは本店を登録する企業をいう。
11)	基本協定	本事業開始のための基本的事項に係る本組合と落札者の間で締結される有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業基本協定書に基づく協定をいう。
12)	基本協定書（案）	入札公告時に公表する「有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業基本協定書（案）」をいう。
13)	基本契約	本事業の実施に際し、本組合と事業者が締結する、相互の協力、支援等について定める有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業基本契約書に基づく契約をいう。
14)	基本契約書（案）	入札公告時に公表する「有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業基本契約書（案）」をいう。
15)	グループ	単独企業又は管内業者を含む複数の企業により構成される入札参加者のグループをいう。
16)	建設工事請負契約	本事業のうち、設計・建設業務に係る本組合と建設工事請負事業者で締結される有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業建設工事請負契約書に基づく契約をいう。
17)	建設工事請負契約書（案）	入札公告時に公表する「有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業建設工事請負契約書（案）」をいう。
18)	建設工事請負事業者	本事業において、設計・建設業務を担当する者をいう。
19)	現有施設	現在稼働中の環境センターし尿処理施設をいう。
20)	構成員	特定建設工事共同企業体を構成する企業をいう。
21)	構成企業	入札参加者を構成する企業をいう。
22)	構成市町村	会津若松市、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村及び会津美里町の 10 市町村を総称していう。

No.	用 語	定 義
23)	参加表明書及び参加資格審査申請書類	入札参加者が本事業の応募に際し、入札説明書に規定する資格審査を受けるために本組合に提出する「参加表明書」、「参加資格審査申請書」その他これらに付属又は関連する書類を総称していう。
24)	事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運転管理業務委託契約を総称していう。
25)	事業者	落札者及び運営事業者を総称して又は個別にいう。
26)	準管内業者	本組合の入札参加資格登録において、構成市町村に支店若しくは営業所を登録する企業をいう。
27)	処理対象物	構成市町村から排出され、構成市町村が許可・委託した収集業者が搬入するし尿、浄化槽汚泥その他有機性廃棄物（農業集落排水処理汚泥）を総称していう。
28)	設計・建設業務	本事業のうち、本件施設の設計・建設に係る業務をいう。
29)	総合評価方式制限付一般競争入札	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）に基づき、入札を適正かつ合理的に行うため、当該入札に参加する者に必要な資格を定め、価格その他の条件が本組合にとって最も有利なものをもって申し込みをした者を落札者とする方式をいう。
30)	代表企業	入札参加者の代表を務める企業をいう。
31)	入札参加者	本事業の入札に参加する者をいう。
32)	入札説明書	入札公告時に公表する「有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業入札説明書」をいう。
33)	入札説明書等	本組合が本事業の実施に際して入札公告時に公表する入札説明書、要求水準書、落札者選定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運転管理業務委託契約書（案）その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
34)	入札提案書類	資格審査を通過した入札参加者が、入札説明書に規定する提案審査を受けるために本組合に提出する「入札書」、「技術提案書」その他これらに付属又は関連する書類を総称していう。
35)	プラント設備	本件施設の設備のうち、処理対象物を処理するために必要な全ての設備（機械設備、配管設備、電気設備、計装制御設備等を含むが、これに限らない。）を総称していう。
36)	本組合	本事業を実施する「会津若松地方広域市町村圏整備組合」をいう。
37)	本件施設	本事業において設計・建設され、運転管理される有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）をいい、プラント設備、建築物等を総称していう。
38)	本事業	本組合が実施する「有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業」をいう。
39)	モニタリング	事業期間にわたり、運営事業者が提供する公共サービスの水準を本組合が監視（測定・評価）する行為をいう。
40)	要求水準書	入札公告時に公表する「有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業要求水準書」をいう。なお、要求水準書は、【設計・建設業務編】及び【運転管理業務編】からなる。
41)	落札者	入札参加者の中から本事業を実施する者として選定された入札参加者であり、本事業を実施する者をいう。
42)	落札者選定基準	入札公告時に公表する「有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業落札者選定基準」をいう。
43)	リスク	事業の実施に当たり、基本協定等の締結の時点ではその影響を正確には想定できない。このような不確実性のある事由によって、損失が発生する可能性をリスクという。

第2章 入札説明書の位置付け

本入札説明書は、会津若松地方広域市町村圏整備組合（以下「本組合」という。）が DBO 方式（Design：設計、Build：建設、Operate：運転管理）により発注する有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者を募集及び選定するに当たり、公表するものである。

本事業に係る入札公告による総合評価方式制限付一般競争入札の手続き等については、関係法令及び会津若松地方広域市町村圏整備組合有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業に係る総合評価方式制限付一般競争入札実施要綱（平成 29 年 8 月 31 日決裁）に定めるもののほか、本入札説明書によるものとする。

本事業の入札（以下「本入札」という。）への参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、本入札説明書の内容を踏まえ、必要な書類を提出すること。

また、以下の別添資料 1 から 7 に示す資料は、本入札説明書と一体のものである。（以下「入札説明書等」という。）

別添資料 1-1：要求水準書【設計・建設業務編】

別添資料 1-2：要求水準書【運転管理業務編】

別添資料 2：落札者選定基準

別添資料 3：様式集

別添資料 4：基本協定書（案）

別添資料 5：基本契約書（案）

別添資料 6：建設工事請負契約書（案）

別添資料 7：運転管理業務委託契約書（案）

第3章 事業の概要

1 事業名称

有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業

2 対象となる公共施設の種類

一般廃棄物処理施設

3 公共施設の管理者の名称

会津若松地方広域市町村圏整備組合 管理者 室井照平

4 事業の目的

本組合の将来にわたる適正かつ効率的なし尿処理を確保するため、現有施設をし尿、浄化槽汚泥その他有機性廃棄物（農業集落排水処理汚泥）を処理、資源化する「有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）」として更新して、生活環境の保全を図り、資源の有効利用に資するとともに、経済性を追求した運転管理を実施することを目的とする。

5 事業の内容

(1) 事業方式

本事業は、DBO 方式（Design：設計、Build：建設、Operate：運転管理）により実施する。

本組合は、本件施設的设计・建設及び運転管理に係る資金を調達し、本件施設を所有する。ま

た、本件施設の整備事業については、循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施する。

事業者は、本組合の所有となる本件施設の設計・建設及び運転管理に係る本事業を一括して行うものとする。

なお、本組合は本件施設を30年間以上にわたって使用する予定であり、事業者は30年間以上の使用を前提として本事業を行うものとする。

(2) 契約の形態

本組合は、事業者の本事業の設計・建設及び運転管理業務を一括で委託するために、落札者及び運営事業者と本事業に係る基本契約を締結する。

また、本組合は、基本契約に基づき、事業者のうち建設工事請負事業者と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。さらに、本組合は、基本契約に基づき、運営事業者と本事業に係る運転管理業務委託契約を締結する。（別紙1「本事業の事業スキーム（例）」を参照のこと。）

(3) 事業期間

事業期間は次のとおりとする。

ア 設計・建設期間（予定）

平成30年5月（本組合議会の議決の日）から平成33年3月まで

イ 運転管理期間（予定）

平成33年4月から平成48年3月31日まで

(4) 事業場所

項 目	内 容
事業場所	福島県会津若松市神指町大字南四合字オノ神地内 （現有施設がある環境センターの敷地内）
敷地面積	約3,000m ² （工事範囲として）

(5) 本件施設の概要

項 目	内 容
処理能力	211kL/日 （し尿：80kL/日、浄化槽汚泥（農業集落排水処理汚泥を含む。）：131kL/日）
処理方式	水処理：膜分離高負荷脱窒素処理方式 又は浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式 資源化：助燃剤化方式
付帯施設等	構内道路、雨水排水、駐車場

(6) 現有施設の概要

項 目	内 容
処理能力	226kL/日 (し尿第1施設：126kL/日、し尿第2施設：100kL/日)
処理方式	水処理：好気性消化・活性汚泥法処理方式(2系列)＋高度処理 汚泥処理：機械濃縮＋脱水 脱臭処理：前処理施設高濃度臭気：生物脱臭 前処理、第1施設低濃度臭気：アルカリ・次亜塩洗淨 第2施設臭気：水洗淨
竣工年度	昭和55年度 し尿第1施設、し尿第2施設、高度処理設備 昭和59年度 汚泥脱水設備 平成5～6年度 受入・貯留設備
付帯施設等	管理棟、車庫・倉庫

6 本事業の対象となる業務範囲

事業者が行う主な業務範囲は以下のとおりとする。なお、事業者は、事業期間を通じて、本組合が行う行政手続等に対して協力すること。

(1) 事前業務

落札者は、選定後速やかに本事業を行うために必要な諸手続を行う。また、運営事業者として特別目的会社(以下「SPC」という。)を設立する。

(2) 設計・建設業務

ア 建設工事請負事業者は、本組合と締結する建設工事請負契約に基づき、本件施設の設計・建設業務を行う。

イ 設計・建設業務として、別添資料1-1：要求水準書【設計・建設業務編】に示す工事を行う。

ウ 工事範囲の詳細は、別添資料1-1：要求水準書【設計・建設業務編】に示す。

エ 本件施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理、処分その他の関連するもの、建築確認(計画通知)等の許認可手続(許認可申請手数料は本組合の負担とする。)、本件施設の試運転及び引渡性能試験並びに工事中の住民対応等の各種関連業務(住民・議会等説明用資料、循環型社会形成推進交付金の申請手続、行政手続に必要な書類の作成等の協力及び支援を含む。)を行う。

(3) 運転管理業務

ア 運営事業者は、本組合と締結する運転管理業務委託契約に基づき、施設引渡し後の本件施設の運転管理業務を行う。なお、運営事業者は、運転管理業務を実施する範囲において必要な施設及び設備を無償で使用する事ができる。

イ 運営事業者は、本件施設の運転管理開始前の準備期間内において業務従事者を配置し、本件施設の運転管理方法等について指導を受けること。なお、準備期間は、運営事業者と建設工事請負事業者の協議により計画すること。

ウ 運営事業者は、処理対象物を受け入れ、別添資料1-2：要求水準書【運転管理業務編】に規定する要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、その際に、本件施設の運転管理業務として、「運転管理業務」、「維持管理業務」、「環境管理業務」、「情報管理業務」及び「その他管理業務(行政手続に必要な書類の作成等の協力及び支援を含む。)」を行う。

エ 長寿命化総合計画(施設保全計画)に基づき、設備等の補修・更新を行う。

オ 本件施設で発生した助燃剤、し渣及び沈砂の搬出先は、本組合のごみ焼却処理施設とする。

カ 運営事業者は、本件施設の見学希望者等について、本組合と連携して適切な対応を行う。

キ 運営事業者は、運営事業者自身のホームページを開設し、運転管理期間中これを管理し、運転管理期間を通じて当該ホームページにより、本件施設に関する運転データ等を公開する。

ク 業務範囲の詳細は、別添資料 1-2：要求水準書【運転管理業務編】に示す。

7 本組合が実施する業務範囲

本組合が実施する主な業務範囲は以下のとおりとする。

(1) 用地の準備

本組合は、本件施設の建設用地を確保する。なお、本件施設の建設は本組合敷地内で実施するため、新たな用地交渉等を行わない。

(2) 生活環境影響調査の実施

本組合は、生活環境影響調査を実施中であり、調査は平成 29 年 9 月頃に終了する予定である。なお、事業者は、生活環境影響調査の内容を遵守すること。

(3) 処理対象物の搬入計画管理

本組合は処理対象物の搬入計画を作成し、当該計画に基づき構成市町村が許可・委託した収集業者が処理対象物の搬入を行う。

(4) 設計・建設監理

本組合は、本件施設の設計・建設状況の監理を行う。

(5) 運転管理モニタリング

本組合は、本件施設の運転管理実施状況の監視を行う。

(6) 住民への対応

本組合は、周辺住民からの意見及び苦情に対する対応を事業者と連携して行う。

(7) 施設見学者への対応

本組合は、本件施設の見学を希望する者への対応を運営事業者と連携して行う。なお、行政視察等の対応は、本組合にて行う。

(8) 建設工事請負代金及び運転管理業務委託料の支払い

本組合は、建設工事請負契約及び運転管理業務委託契約に基づき、建設工事請負代金を建設工事請負事業者へ、運転管理業務委託料を運転管理期間にわたって運営事業者に支払う。

(9) その他

本組合は、本事業に係る循環型社会形成推進交付金の申請手続を含む行政手続等の対応を行う。

8 事業者の収入（本組合からの支払分）

(1) 本事業の設計・建設業務に係る対価

本組合は、本事業の設計・建設業務に係る対価について、建設工事請負事業者に支払う。

(2) 本事業の運転管理業務に係る対価

本組合は、本事業の運転管理業務に係る対価について、固定費用と変動費用（処理対象物搬入量に応じて変動）の構成で、運営事業者に毎月支払う。なお、運営事業者は物価変動の確認を年 1 回行い、必要に応じて改定協議を行うことができるものとする。

ア 固定費

各月の固定費は、落札者が提案した各年度の固定費（物価変動等による増減額を加算した額）を 12 で除した金額とする。

固定費は、以下の固定費 i、固定費 ii 及び固定費 iii で構成される。

種類		概 要	項 目
固定費	固定費 i	人件費、事務費等に係る諸費用	・人件費（常勤及び非常勤） ・事務費（旅費、消耗品、印刷、被服、役務、使用料等） ・負担金等（負担金、公課費及び税金等） ・保険等
	固定費 ii	運転管理費用	・電気基本料金、水道基本料金 ・油脂類費 ・計測・分析費（し尿等、排ガス、水質等） ・消耗品・予備品費 ・警備費、清掃費等
	固定費 iii	補修費用	・点検費、検査費、補修費、更新費、部品費等

イ 変動費

各月の変動費は、以下に示す方法で算定される金額とする。

変動費＝処理単価（円/kL）×当該月搬入量（kL）

※処 理 単 価：落札者が提案した処理単価（物価変動等による増減額を加算した額）

※当該月搬入量：計量機で計量された処理対象物の量（入札提案書類の作成に当たっては、別添資料 1-2：要求水準書【運転管理業務編】に示す計画処理量とする。）

種類	概 要	項 目
変動費	処理対象物搬入量等によって変更が生じる用役費	・電気使用料金、水道使用料金、燃料費（灯油等）、薬品費（し尿処理、脱臭用等の薬品類）その他費用

9 法令等の遵守

本組合及び事業者は、本事業を実施するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）のほか、関係法令、基準、規格等を遵守しなければならない。

10 予定価格及び入札書比較価格

本事業の予定価格及び入札書比較価格（予定価格に 108 分の 100 を乗じて得た価格）は、次のとおりとする。

予定価格及び入札書比較価格は、事業期間中に本組合が事業者を支払う設計・建設業務に係る対価及び運転管理業務に係る対価を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）であり、事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込んでいない。

予定価格 [10,474,057,080]円（消費税及び地方消費税額を含む。）

入札書比較価格 [9,698,201,000]円（消費税及び地方消費税額を含まない。）

設計・建設業務に係る対価及び運転管理業務に係る対価の内訳額は、次のとおりである。なお、当該内訳額は参考として示すものであり、上記の予定価格及び入札書比較価格を拘束するものではない。

(1) 設計・建設業務に係る対価の内訳額（参考）

[6,249,690,000]円（消費税及び地方消費税額を含む。）

[5,786,750,000]円（消費税及び地方消費税額を含まない。）

(2) 運転管理業務に係る対価の内訳額（参考）

[4,224,367,080]円（消費税及び地方消費税額を含む。）

[3,911,451,000]円（消費税及び地方消費税額を含まない。）

第4章 事業者の募集及び選定の手続き

1 契約締結までの流れ

(1) 落札者決定の手順

本事業における入札公告から落札者の決定に至るまでの手順は図1のとおりとする。

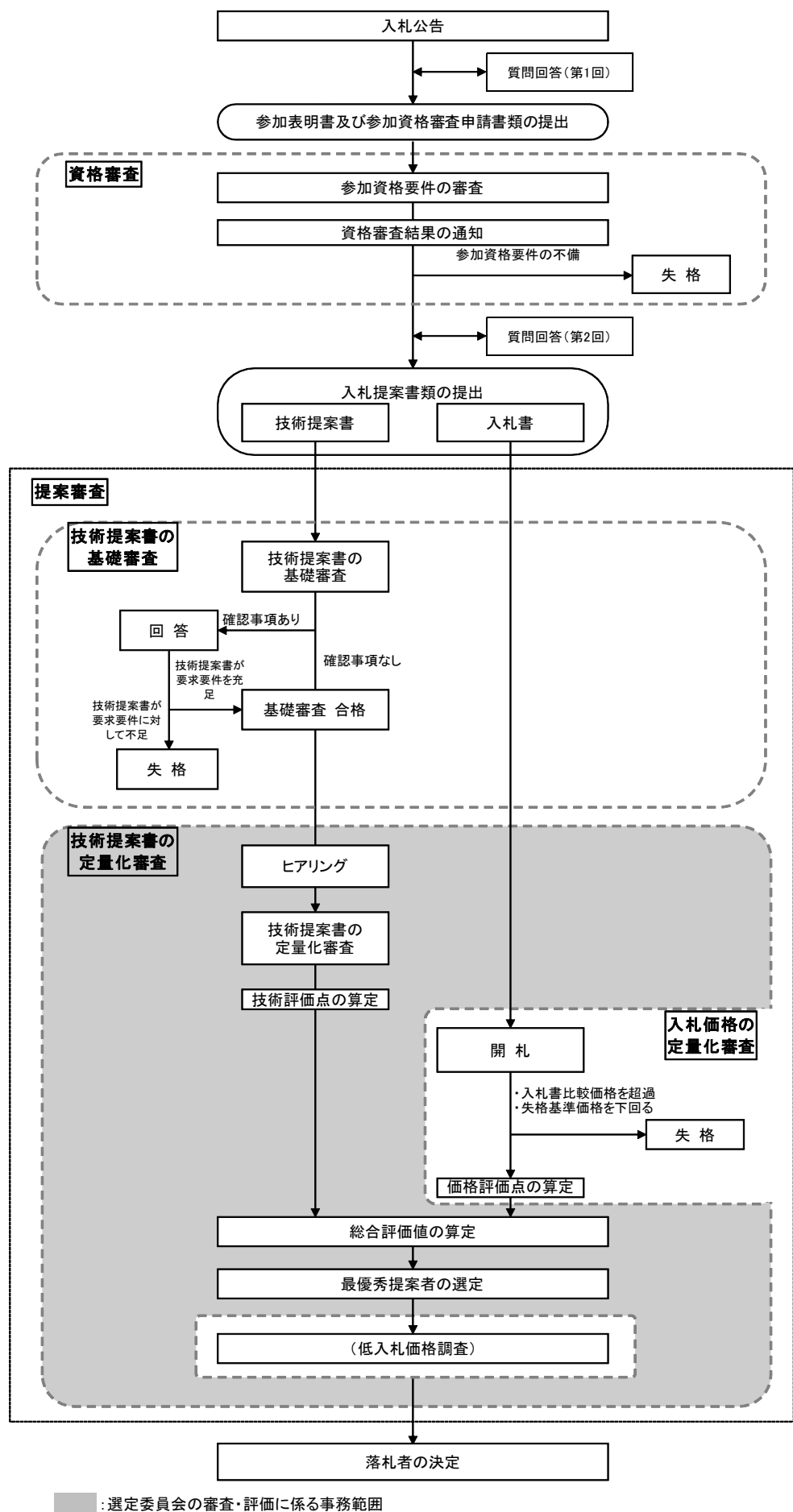


図1 落札者選定の手順

(2) 事業者選定スケジュール

本事業における事業者選定スケジュールは次のとおりとする。なお、時期は予定であり、変更する場合がある。

時期（予定）	内容
平成 29 年 9 月 1 日	入札公告
平成 29 年 9 月 1 日	入札説明書等の公表
平成 29 年 9 月 1 日 ～平成 29 年 9 月 8 日	入札説明書等に関する質問の受付(第 1 回)
平成 29 年 9 月 20 日	入札説明書等に関する質問の回答(第 1 回)
平成 29 年 9 月 27 日まで	参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付
平成 29 年 10 月 6 日	資格審査結果の通知
平成 29 年 10 月 6 日 ～平成 29 年 10 月 13 日	入札説明書等に関する質問の受付(第 2 回)
平成 29 年 10 月 24 日	入札説明書等に関する質問の回答(第 2 回)
平成 29 年 12 月 14 日まで	入札提案書類の受付
平成 30 年 1 月中旬	基礎審査結果の通知
平成 30 年 2 月下旬	技術提案書の定量化審査（ヒアリング含む。） 入札価格の定量化審査
平成 30 年 2 月	落札者の決定及び公表
平成 30 年 3 月	基本協定締結
平成 30 年 4 月	仮契約締結
平成 30 年 5 月	契約締結

2 選定委員会の設置

(1) 選定委員会の設置

本組合は、技術提案書の審査等に当たって、委員会設置要綱に基づき、会津若松地方広域市町村圏整備組合有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業に係る事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置している。技術提案書の審査等は、選定委員会において行う。

(2) 審査の手順及び方法

選定委員会は、別添資料 2：落札者選定基準に従って審査を実施し、最優秀提案者の選定を行う。本組合は、選定委員会の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

なお、本事業の落札者決定までの間に、本入札に関して、入札参加者等が、選定委員会の委員に面談を求めたり、入札参加者の PR 書類等を提出すること等により、自己を有利に又は他の入札参加者を不利にするように働きかけを行った場合は失格とする。

第5章 入札参加資格

1 入札参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

- ア 入札参加者の構成は、単独企業又は管内業者を含む複数の企業により構成されるグループ（以下「グループ」という。）とする。
- イ グループを構成する企業（以下「構成企業」という。）の数の上限は任意とするが、本事業の実施に関して各々の構成企業が適切な役割を担う必要がある。グループは、構成企業を代表する企業1社（以下「代表企業」という。）を定め、代表企業が応募の申請、提案書類提出手続き等を行う。
- ウ グループは、本件施設の設計を行う企業（以下「設計企業」という。）、本件施設の建設を行う企業（以下「建設企業」という。）、運営事業者から直接、運転管理業務の委託を受けることを予定する企業（以下「運転管理企業」という。）により構成されることを基本とする。
- エ 落札者は、本事業に係る基本協定締結後の仮契約締結までに、本件施設の運転管理業務の遂行を事業目的とするSPCを設立する。
- オ 全ての構成企業は、SPCに出資を予定する「SPC出資会社」となる必要がある。なお、設計・建設業務又は運転管理業務のうち一部を請負又は受託することを予定している者で、SPCへの出資を行わない者は、構成企業として認めないものとする。
- カ グループは、参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出時に、代表企業その他の構成企業の企業名及びSPC出資会社各々が携わる業務を明らかにするとともに、設計業務及び建設業務について代表企業と各構成企業との間で業務等の分担に関する協定を締結していること。なお、当該設計業務及び建設業務の分担に関する協定では、管内業者が分担する業務等が、建設工事請負代金の100分の20以上相当になるように努めなければならない。
- キ 入札参加者の構成企業のいずれかと、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。
- ク 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。また、参加表明書提出以降、本組合がやむを得ない事情と認めた場合、入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成企業も、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。
- ケ 参加表明書提出以降、入札参加者の代表企業及び構成企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本組合が認めた場合は、この限りではない。

(2) 構成企業の制限（共通事項）

入札参加者の構成企業の全てが、以下に示す要件を全て満たす者であること。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 本組合の入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て又は同法附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）に基づく破産申立てがなされている者でないこと。また、破産者で復権を得ない者でないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続きの開始がされている者でないこと。
- オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- カ 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告を受けた者でないこと。
 - キ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
 - ク 納期限の到来した法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
 - ケ 構成市町村に対する税の未納がないこと。
 - コ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項第 4 号に該当しない者であること。
 - サ 次に示す者と資本面及び人事面において関連がある者でないこと。
 - (a) 選定委員会の委員が属する企業
 - (b) 本事業に係るアドバイザー業務受注者
 - ・株式会社エイト日本技術開発
- なお、本入札説明書において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 50%を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 50%を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。
- シ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条又は第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人又は代理人として使用していないこと。
- ス 個人にあっては、暴力団等の構成員でないこと。法人にあっては、暴力団等の経営支配法人でないこと。

(3) 各業務における入札参加資格要件

入札参加者は、本件施設の設計・建設及び運転管理の各業務を行うものとして、以下の各項の要件を全て満たすこと。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることができる。

また、提案している技術に対し、本件施設の設計・建設を適切に行う基本的な技術力を有していること。（汚泥再生処理センター性能指針に規定する「第 4 の 1 の(2)性能に関する事項の確認方法」及び「第 4 の 2 の(2)性能に関する事項の確認方法」に示される事項について証明できること。）

ア 設計に関する要件

設計企業は、単独企業の場合は次の各要件を全て満たすこと。また、複数企業の場合は当該企業全体でその要件を満たすこと。

- (a) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (b) 会津若松地方広域市町村圏整備組合入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (c) 過去に地方公共団体の汚泥再生処理センター（循環型社会形成推進交付金事業又は廃棄物処理施設整備費国庫補助金事業により整備された施設で、処理能力は 100kL/日以上であり、処理水放流先は河川、湖沼、海域等の公共用水域であり、及び処理方式は汚泥再生処理センター性能指針に規定する「第 3 の 9 膜分離高負荷脱窒素処理方式」又は「第 3 の 10 浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式」であること。）の新設又は更新工事の設計の竣工実績を元請として有すること。

イ 建設に関する要件

建設企業は、単独企業の場合は次の各要件を全て満たすこと。また、複数企業の場合は当該企業全体でその要件を満たすこと。

- (a) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事業の特定建設

業の許可を受けていること。

- (b) 会津若松地方広域市町村圏整備組合入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (c) 過去に地方公共団体の汚泥再生処理センター（循環型社会形成推進交付金事業又は廃棄物処理施設整備費国庫補助金事業により整備された施設で、処理能力は100kL/日以上であり、処理水放流先は河川、湖沼、海域等の公共用水域であり、及び処理方式は汚泥再生処理センター性能指針に規定する「第3の9 膜分離高負荷脱窒素処理方式」又は「第3の10 浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式」であること。）の新設又は更新工事の建設の竣工実績を元請として有すること。
- (d) 建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格証の交付を受け、かつし尿処理施設又は汚泥再生処理センター建設工事の経験（新設・更新に限る。）がある技術者を、建設工事に専任で配置できること。
- (e) 建設業法第3条第1項の規定により、建築一式工事、電気工事及び管工事につき各々の担当する工事の特定建設業の許可を受けていること。
- (f) 参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する清掃施設工事に係る経営事項審査総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書で最新のもの）の総合評定値が1,000点以上であること。
- (g) 参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書で最新のもの）の総合評定値（P点）が、建築一式工事については管内業者及び準管内業者の場合780点以上、管外業者の場合1,500点以上であり、電気工事については管内業者及び準管内業者の場合710点以上、管外業者の場合1,200点以上であり、及び管工事については管内業者及び準管内業者の場合710点以上、管外業者の場合1,200点以上であること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。

ウ 本件施設の運転管理を行う企業の要件

運転管理企業は、単独企業の場合は次の各要件を全て満たすこと。また、複数企業の場合は当該企業全体でその要件を満たすこと。

- (a) 地方公共団体のし尿処理施設又は汚泥再生処理センターの運転管理実績を元請として有すること。
- (b) 廃棄物処理施設技術管理者（し尿処理施設）の資格を有し、し尿処理施設又は汚泥再生処理センターの運転管理の経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として運転管理開始後3年間以上専任で配置できること。
- (c) 会津若松地方広域市町村圏整備組合入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (d) 本件施設の運転管理に当たり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。なお、関係法令、所轄官庁の指導等を遵守する範囲内において、有資格者の兼任は可能とする。
- (e) 前記(b)及び(d)に掲げる要件を満たす者を専任配置でき、かつ本件施設の運転管理開始前の準備期間から運転習熟訓練に参加させ、平成33年4月から専任配置できる者であること。

(4) 参加資格の確認

ア 参加資格確認基準日は参加表明書及び参加資格審査申請書類受付最終日とする。

イ 参加資格確認基準日の翌日から入札日までの間に入札参加者の構成企業が入札参加資格要件を欠いた場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格要件を欠いた場合は、当該入札参加者は、入札参加資格要件を欠いた構成企業に代わって、入札参加資格要件を有する構成企業を補充し、入札参加資格要件を確認のうえ、本組合が認めた場合は入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成企業が入札参加資格要件を欠いた日とする。

ウ 入札日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本組合は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格要件を欠いた場合で、本組合がやむを得ない事情であると判断した場合は、本組合と協議を行うものとする。

エ 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本組合は落札者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、本組合は、落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

(5) 建設工事請負事業者の特定建設工事共同企業体設立に関する要件

ア 建設工事請負事業者である特定建設工事共同企業体（以下「建設 J V」という。）の結成方法は、自主結成とする。

イ 建設工事請負事業者である建設 J Vの構成員の出資比率は、代表構成員を唯一最大とし、その他の建設 J Vの構成員の出資比率は任意とする。

ウ 落札者決定後、落札者は、速やかに建設 J Vの組成に係る建設 J V協定書を作成し、本組合に提出すること。

エ 建設 J Vの存続期間は担当する建設工事の完成後 3 ヶ月を経過した日までとする。ただし、当該存続期間満了後であっても、当該工事につき瑕疵担保責任がある場合、建設 J Vの構成員は、連帯してその責を負うものとする。

(6) 運営事業者の設立に関する要件

ア 構成企業は、事業契約の仮契約締結までに、運営事業者を設立すること。運営事業者は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含む。）に規定される株式会社とし、構成市町村内に本店を置くこと。

イ 運営事業者の目的は、本事業の運転管理業務を実施するもののみであること。

ウ 運営事業者への出資は、構成企業全員によるものとし、構成企業以外の者の出資は認めないものとする。また、構成企業のうち、代表企業の出資比率は 50%を超えるものとし、代表企業の議決権保有割合は、SPC の設立時から事業期間を通じて 50%を超えるものとする。

エ 全ての出資者は、事業契約終了まで運営事業者の株式を保有するものとし、本組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

第6章 入札参加の手続等

1 入札説明書等の公表

本組合は、次のとおり入札説明書等を公表する。

(1) 公表日

平成29年9月1日 入札公告と同時

(2) 入札説明書等の公表

本組合のホームページからダウンロードして入手すること。（ホームページのURLは「第14章 事務局」を参照のこと。）

2 現地見学会

事業予定地等に関する現地見学会を、次のとおり開催する。

(1) 開催期間

平成29年9月1日から平成29年11月30日

(2) 場所

福島県会津若松市神指町大字南四合字オノ神地内

(3) 見学方法

現地見学会への参加希望者は、現地見学会参加申込書（様式第1号-1）に必要事項を記入のうえ、E-mailにより見学希望日の2日前16時までに「第14章 事務局」に提出すること。参加人数の制限は設けない。本組合は、E-mailにより、現地見学会の日時を各提出者へ返信する。現地見学会当日、現地見学会に係る誓約書（様式第1号-2）を提出すること。なお、現地見学会では本事業に関する質問は受け付けない。

3 入札説明書等に関する質問受付

入札説明書等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

(1) 提出方法

入札説明書等に関する質問がある場合は、入札説明書等に関する質問書（様式第2号-1又は2号-2）に必要事項を記入のうえ、E-mailにより「第14章 事務局」に提出すること。電話、ファクシミリ又は口頭による質問は受け付けない。なお、文書形式は、Microsoft Word（windows版）とすること。

本組合は、当該質問書を受領したことを確認するため、E-mailにより、受信確認通知を各提出者へ返信する。なお、翌日の午前中までに受信確認通知が届かない場合は、「第14章 事務局」へ必ず電話確認を行うこと。ただし、第1回及び第2回の質問受付期間最終日に質問書を提出する場合については、提出後直ちに電話確認を行うこと。

(2) 受付期間

ア 第1回：平成29年9月1日から平成29年9月8日 17時まで

イ 第2回：平成29年10月6日から平成29年10月13日 17時まで

なお、別添資料1-1：要求水準書【設計・建設業務編】及び別添資料1-2：要求水準書【運転管理業務編】の記載内容に関する質問については第1回質問時のみ受け付けることとし、原則として第1回質問の回答をもって要求水準が確定するものとする。

また、第2回質問の受付については、「第7章 3 資格審査結果の通知」に規定する資格審査結果の通知において、入札参加資格要件を満たしていることの確認を受けた入札参加者の代表企業のみ質問書を提出することができるものとする。

4 入札説明書等に関する質問の回答の公表

入札説明書等に関する第1回質問の回答は平成29年9月20日、第2回質問の回答は平成29年10月24日までに本組合のホームページにおいて公表する。電話等による問合せには応じない。なお、本事業に直接関係する質問のみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

また、入札参加者固有のノウハウ等に基づく質問については、公表せずに、入札参加者に対して個別に回答する場合がある。

第7章 入札参加資格の確認（資格審査）

1 参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出

入札参加希望者の代表企業は、参加表明書及び参加資格審査申請書類を次のとおり提出すること。
なお、提出期限までに参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出しない者は、本入札に参加することができない。

(1) 提出書類

「第11章 1 参加表明書及び参加資格審査申請書類」に示すとおりとする。

(2) 提出期限

平成29年9月27日 17時までとする。

(3) 提出方法

持参によるものとし、郵送等は認めない。

(4) 提出先

「第14章 事務局」を参照のこと。

2 資格審査

本組合は、提出された参加表明書及び参加資格審査申請書類について、別添資料2：落札者選定基準に従って審査し、入札参加希望者が入札参加資格要件を満たしていることを確認する。なお、入札参加資格要件を満たしていることが確認できない場合は失格とする。

3 資格審査結果の通知

資格審査の結果については、資格審査の申請を行った入札参加希望者の代表企業に対して、平成29年10月6日に郵送により通知する。

なお、資格審査を実施した企業名、企業数等については公表しない。

4 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

資格審査の結果、参加資格がないと認められた入札参加希望者は、本組合に対して、平成29年10月12日まで（必着）に参加資格がないと認めた理由を問う書面（様式自由。ただし、代表企業の代表者印を要する。）を提出することにより、説明を求めることができる。

本組合は、説明を求められたときは、説明を求めた入札参加希望者の代表企業に対して、平成29年10月19日までに書面により回答する。

第8章 入札提案書類の提出

1 入札提案書類の提出

参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者の代表企業は、入札提案書類を次のとおり提出すること。なお、提出期限までに入札提案書類を提出しない者は、本入札に参加することができない。

(1) 提出書類

「第11章 3 入札提案書類」に示すとおりとする。

(2) 提出期限

平成29年12月14日 17時までとする。

(3) 提出方法

持参によるものとし、郵送等は認めない。

(4) 提出先

「第14章 事務局」を参照のこと。

2 入札の辞退

参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者が入札を辞退する場合には、入札提案書類提出期限までに、持参又は郵送により入札辞退届（様式第10号）を提出すること。

3 入札参加に関する留意事項

(1) 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触することのないように留意すること。また、入札参加者は、入札説明書に定めるもののほか、関係法令等を遵守すること。

(2) 入札提案書類の書換え等の禁止

入札参加者は、本組合の承諾なく、提出期限以降における入札提案書類の差替え、書換え又は撤回をすることができない。

(3) 複数の提案の禁止

同一入札参加者が複数の提案を行うことはできない。

(4) 入札の延期等

本組合は、競争性を確保し得ないと認めたときは、入札の執行を延期し、中止し、又は取り消すことができる。

(5) 入札の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

ア 入札参加資格のない者の入札

イ 委任状を持参しない代理人の入札

ウ 入札書に記名及び押印のない入札

エ 金額を訂正した入札

オ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する不正の行為による入札

キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

ク アからキに掲げるもののほか、条件に違反した入札

(6) 費用の負担

入札に関して入札参加者が要する費用は、それぞれの入札参加者の負担とする。

(7) 使用言語、通貨及び単位

使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）による

ものとする。

(8) 入札提案書類の取扱い

ア 著作権

入札提案書類に含まれる著作物の著作権は、入札参加者に帰属するものとし、本組合に帰属しない。ただし、公表、展示その他本組合が本事業に関して必要と認める用途に用いる場合、本組合は、これを無償で利用できるものとする。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、運転維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負うこととする。

ウ 入札提案書類の使用等

提出された入札提案書類は、事業者の選定に関わる公表等以外に入札参加者に無断で使用しない。（使用する場合は、事前に各入札参加者に確認する。）公表、展示その他本組合が本事業に関して必要と認める用途に用いる場合は、本組合はこれを無償で使用する事ができるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については本事業の公表の目的以外には使用しない。なお、提出された入札提案書類は返却しない。

(9) 本組合の提供する資料の取り扱い

入札参加者（入札までに辞退したものを含む。）は、本組合が提供する資料を、本入札に係る検討以外の目的で使用する事はできない。

(10) その他

ア 入札参加者が1者であった場合も、別添資料2：落札者選定基準に従って入札提案書類の審査を行う。

イ 入札説明書に定めるもののほか、入札の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、本組合のホームページで公表する。適宜、本組合のホームページを確認すること。なお、資格審査結果の通知後においては入札参加者の代表企業に通知する場合がある。

ウ 本組合が提示する資料及び質問の回答書は、入札説明書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

エ 落札者決定後に、入札提案書類の中に入札説明書等に違背する内容が発見された場合には、入札説明書等が優先するものとする。

第9章 事業者の選定（提案審査）

本事業は、設計・建設段階から運転管理段階の各業務を通じて、事業者に効率的かつ効果的なサービスの提供を求めるものである。したがって、落札者の決定方法については、入札価格（入札書記載金額をいう。以下同じ。）のほか、設計、建設、運転管理等の提案内容、本組合の要求水準との適合性並びに事業計画の妥当性、確実性等の各面から総合的に評価する方式（総合評価方式制限付一般競争入札）により、予定価格の制限の範囲内で、入札説明書等で指定する性能等の要求水準を満たしている提案をした入札参加者の中から落札者を決定する。

落札者の決定に当たっての基準等は、別添資料2：落札者選定基準によるものとする。

1 入札保証金

入札保証金は免除する。なお、落札者となった場合において、正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収できるものとする。

2 技術提案書の基礎審査

本組合は、技術提案書に記載された内容について、別添資料2：落札者選定基準に従って審査し、基礎審査項目を満たしていることを確認する。なお、基礎審査項目を満たさない入札参加者は失格とする。

3 基礎審査結果の通知

入札提案書類の基礎審査の結果については、入札参加者の代表企業に対して、平成30年1月中旬までに郵送により通知する。

4 失格となった入札参加者に対する理由の説明

技術提案書の基礎審査の結果、失格となった入札参加者は、本組合に対して、基礎審査結果の通知に記載する提出期限までに失格となった理由を問う書面（様式自由。ただし、代表企業の代表者印を要する。）を提出することにより、説明を求めることができる。

本組合は、説明を求められたときは、説明を求めた入札参加者の代表企業に対して、基礎審査結果の通知に記載する日までに書面により回答する。

5 技術提案書に関するヒアリング

選定委員会は、基礎審査に合格した入札参加者に対し、次のとおり技術提案書に関するヒアリングを行う。なお、ヒアリングの日程、場所等については、基礎審査結果の通知と合わせて通知する。

(1) 日時（予定）

平成30年2月下旬

(2) 場所

未定

(3) 実施方法

ヒアリングは入札参加者ごとに行い、時間は1入札参加者につき60分程度（入札参加者によるプレゼンテーション30分、質疑応答30分。）を想定している。

(4) 入札参加者が当日配付できる書類

プレゼンテーションに用いる「Microsoft PowerPoint」の印刷物のみ可とする。

(5) 使用可能ソフト

「Microsoft PowerPoint」（Windows版、バージョン：PowerPoint2003）

(6) その他

ア 入札参加者のヒアリング時間、プレゼンテーションの方法等の詳細は、入札参加者の代表企業に対し、書面にて事前に別途通知する。

イ 「Microsoft PowerPoint」について、上記と異なるバージョンを使用する場合は、パソコンを持参する等、各入札参加者においてプレゼンテーションが行えるよう対応すること。

6 技術提案書の定量化審査

選定委員会は、技術提案書に記載された内容について、別添資料 2：落札者選定基準に従って審査し、技術提案の定量化を行う。

7 入札価格の定量化審査

(1) 開札

入札書の開札は、入札参加者又はその代理人の立会のうえ、次のとおり行う。立会を行う者は、各入札参加者で 1 名とする。また、代理人が開札に立会う場合、委任状（開札の立会い）（様式第 16 号）を、当日持参すること。なお、日時、場所等の詳細が決定し次第、入札参加者の代表企業に本組合から通知する。

ア 日時（予定）

平成 30 年 2 月下旬

イ 場所

未定

ウ 開札は、入札参加者又はその代理人を立会わせて行う。ただし、入札参加者又はその代理人の 1 人以上の立会人の立会がない場合においては、当該入札事務に関係のない本組合職員 1 名を立会わせて行う。

エ 開札開始時刻後においては、入札参加者又はその代理人は、開札場に入場することができない。

オ 入札参加者又はその代理人が、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示しなければならない。代理人は、委任状（開札の立会い）（様式第 16 号）をもって、身分証明書に替えることとする。

カ 入札参加者又はその代理人は、入札関係職員が特にやむ得ない事情があると認めた場合を除き、開札場を退場することができない。

キ 開札場において、次の各号のいずれかに該当するものは当該開札場から退去させる。

(a) 公正な入札執行を妨げようとした者

(b) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者

ク 開札においては、入札価格が入札書比較価格の範囲内であるかの確認を行う。当該範囲内の入札書を提出した者がいないときは、入札の執行を取りやめる。

(2) 入札価格の確認

開札された入札書の入札価格について確認を行う。なお、入札価格が「第 3 章 10 予定価格及び入札書比較価格」に規定する設計・建設業務に係る対価及び運転管理業務に係る対価を合計した入札書比較価格を上回る入札を行った入札参加者は、失格とする。

8 入札価格の定量化審査

本組合は、入札価格について各入札書比較価格を超えていないことを確認できた者に対して、別添資料 2：落札者選定基準に従って審査し、価格提案の定量化を行う。

9 総合評価値の算定

選定委員会は、別添資料 2：落札者選定基準に従って技術提案書及び入札価格の定量化審査にお

ける得点を合計し、総合評価値を算定する。

10 最優秀提案者の選定

選定委員会は、総合評価値が最も高い提案を行った入札参加者を最優秀提案者として選定する。
なお、総合評価値が最も高い入札参加者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて最優秀提案者を決める。

11 低入札価格調査

会津若松地方広域市町村圏整備組合有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業に係る低入札価格調査取扱要領（平成29年8月31日決裁）に基づき、最優秀提案者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行う。低入札価格調査に当たっては、当該最優秀提案者は調査のために必要な指示に従わなければならない。

低入札価格調査の結果、当該最優秀提案者により本事業の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその当該最優秀提案者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、他の入札参加者のうち、最も総合評価値の高い入札参加者を最優秀提案者とすることがある。

なお、入札価格が失格基準価格を下回る入札を行った入札参加者は、失格とする。

12 落札者の決定

本組合は、選定委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

13 入札結果の通知及び公表

入札結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、本組合のホームページにおいて公表する。なお、電話等による本組合への問合せには応じない。

14 審査結果の疑義照会及び回答

入札参加者は、公表された評価点等について、公表した日の翌日から起算して3日以内（土日祝日は除く。）に書面（様式自由。ただし代表企業の代表者印を要する。）を提出することにより、説明を求めることができる。

本組合は、説明を求められたときは、説明を求めた入札参加者の代表企業に対して、速やかに書面により回答する。

第 10 章 契約に関する事項

1 基本協定の締結

落札者と本組合は、契約の締結に関して、速やかに基本協定書（案）について合意し基本協定を締結するとともに、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）及び運転管理業務委託契約書（案）に基づき契約手続きを行う。

2 運営事業者の設立

落札者は、運転管理業務委託契約の仮契約締結までに、「第 5 章 1（6）運営事業者の設立に関する要件」に規定する運営事業者を設立すること。

3 契約の締結

本組合は、落札者及び運営事業者と基本契約、建設工事請負事業者と建設工事請負契約、及び運営事業者と運転管理業務委託契約についての各々の仮契約を締結する。

各々の仮契約は、本組合議会が議決したときに本契約となる。

4 契約を締結しない場合

落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る本組合議会の議決日までの間に、落札者の構成企業が入札参加資格要件を欠くこととなった場合、本組合は落札者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、本組合は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

落札者と事業契約を締結しない場合、本組合は、選定委員会での総合評価値の高い者から順に、契約交渉を行うことができる。

5 費用の負担

契約書の作成に係る落札者側の弁護士費用、印紙代等の契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とする。

6 契約保証金

本事業の契約に係る保証金については次のとおりとする。ただし、会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則第 102 条に該当する場合は、契約保証金の全額又は一部の納付を免除することができる。

(1) 設計・建設期間における保証

建設工事請負事業者は、建設工事請負契約に定める契約金額の 100 分の 10 以上の額を契約締結と同時に納付するものとする。

(2) 運転管理期間における保証

運営事業者は、運転管理業務委託契約に定める契約金額の総額を 15 で除した額の 100 分の 10 以上の額を運営期間の各事業年度に関し、当該事業年度の開始日までに契約保証金として納付するものとする。

第 11 章 提出書類

1 参加表明書及び参加資格審査申請書類

参加資格審査申請を行う入札参加希望者は、次の提出書類をまとめて 1 部提出すること。

- (1) 参加表明書（様式第 3 号）
- (2) 構成員、構成企業一覧表（様式第 4 号）
- (3) 特定建設工事共同企業体の構成（様式第 5 号）
- (4) 参加資格審査申請書（様式第 6 号）
- (5) 委任状（代表企業）（様式第 7 号）
- (6) 委任状（代理人）（様式第 8 号）
- (7) 各業務における入札参加資格要件を証明する書類（様式第 9 号）
 - ア 入札説明書「第 5 章 1 (3) ア (c)」に規定する汚泥再生処理センターの竣工実績（様式第 9 号-1）
 - イ 入札説明書「第 5 章 1 (3) イ (c)」に規定する汚泥再生処理センターの竣工実績（様式第 9 号-2）
 - ウ 入札説明書「第 5 章 1 (3) ウ (a)」に規定するし尿処理施設又は汚泥再生処理センターの運転管理実績（様式第 9 号-3）
 - エ 入札説明書「第 5 章 1 (3) イ (d)」に規定する監理技術者の資格及び業務経験（様式第 9 号-4）
 - オ 入札説明書「第 5 章 1 (3) ウ (b)」に規定する現場総括責任者の資格及び業務経験（様式第 9 号-5）
 - カ 入札説明書「第 5 章 1 (3) ウ (d)」に規定する配置予定者の資格（様式第 9 号-6）
 - キ 雇用関係証明書（様式第 9 号-7）

2 入札辞退時の提出書類

入札辞退時は、次の書類を 1 部提出すること。

- (1) 入札辞退届（様式第 10 号）

3 入札提案書類

入札参加者は、入札時に次の提出書類を指定の部数提出すること。

提出書類		部数
入札提案書類提出届等		各 1 部
入札書等		1 部
技術提案書	技術提案書	各 11 部 (原本 1 部、副本 10 部)
	施設計画図書	
技術提案書の電子データ（Word、PDF 形式）（PDF はテキスト選択が可能な形式とすること。）		CD-R で 2 部

- (1) 入札提案書類提出届等

- ア 入札提案書類提出届（様式第 11 号）
- イ 要求水準に関する誓約書（様式第 12 号）
 - (a) 要求水準に対する提案仕様書（設計・建設業務編）（様式第 12 号-1）
 - (b) 要求水準に対する提案仕様書（運転管理業務編）（様式第 12 号-2）

ウ 汚泥再生処理センター性能指針の適合確認書（様式第 13 号）

(2) 入札書等

ア 入札書（様式第 14 号）

イ 入札価格内訳書（設計・建設業務に係る対価）（様式第 14 号（別紙 1））

ウ 入札価格内訳書（運転管理業務に係る対価）（様式第 14 号（別紙 2））

エ 価格内訳書（設計・建設業務に係る対価）（参考資料 1）

オ 価格内訳書（運転管理業務に係る対価（15 年度分））（参考資料 2）

カ 価格内訳書（運転管理業務に係る対価（総額））（参考資料 3）

キ 運転管理人員（参考資料 4）

ク 費用明細書（固定費 i 及び固定費 ii）（参考資料 5）

ケ 費用明細書（固定費 iii）（参考資料 6）

コ 費用明細書（変動費に関する提案単価）（参考資料 7）

サ 運営事業者の資本金（参考資料 8）

シ 運営事業者への出資金額及び株主構成（参考資料 9）

ス 付保する保険の内容（参考資料 10）

セ 事業収支計画（参考資料 11）

(3) 技術提案書

ア 技術提案書（様式第 15 号、様式第 15-1～15-14 号）

(4) 施設計画図書

ア 施設概要（施設面積、主要施設の仕様、施設計画、セルフモニタリング等の概要を整理すること。）

イ 図面

(a) 全体配置図

- ・処理棟、車庫・倉庫、地下タンク、構内道路等を明示すること。
- ・工事範囲、敷地境界線、方位、計画地盤高、敷地高低差等を明示すること。
- ・洗車場等を明示すること。
- ・ポンプ井、放流管、管理用道路等を明示すること。

(b) 動線計画図（場内）

- ・一般車、バキューム車、トラック（製品等運搬用）、薬品運搬ローリー車等の進入・退出ルートを表示のこと。
- ・沈砂、脱水し渣、助燃剤等の運搬ルートを表示のこと。

(c) 動線計画図（作業者及び見学者）

- ・作業者及び見学者各々に起点から終点を表示のこと。
- ・履き替え点及び見学ポイント（立ち止まり点）を表示のこと。

(d) フローシート（全体）

- ・実線、破線等により系列別にライン表示すること。
- ・処理工程別水質を併記すること。
- ・バイパスラインを図示すること。
- ・各処理設備（給排水含む。）の内容がわかるように図示すること。

(e) フローシート（処理工程別）

- ・数量（槽数、基数及び台数）ごとに図示すること。
- ・コンベヤを図示すること。
- ・計装品（流量計、液面計、水質計等）を図示すること。

(f) 水位高低図

- ・ポンプ関連の水槽には LWL 等を表示すること。

- ・槽底に勾配及びピット（ポンプ関連の水槽では H300mm 以上とすること。）を設ける場合は各々のレベルを表示すること。

- ・沈砂槽に係るレベルを表示すること。

(g) 機械設備（機器及び盤類）の各階配置平面図

- ・フローシート表示の機器類を全て表示すること。

- ・盤類及びホイストレールを図示すること。

- ・コンベヤ類を図示（矢印共）すること。

- ・水槽関連ポンプ類はサクション配管をライン表示すること。

- ・点検歩廊（レベル含む。）及び階段を図示すること。

(h) 機械設備（機器、盤類）の配置断面図（主要各軸 2 断面以上）

(i) 施設各階平面図（屋根伏図含む。）

- ・排水溝、ポンプピット、水槽勾配、ピット及びグレーチング蓋を図示すること。

- ・マンホール、機器搬出口、マシンハッチ及びホイストレールを図示すること。

- ・受入室等にバキューム車及びトラック（沈砂、脱水し渣、助燃剤等運搬用）を図示すること。

(j) 施設断面図（主要各軸 2 断面以上）

- ・二次コンクリート及び排水溝を図示すること。

(k) 施設立面図（各 4 方向）

- ・仕上げ区分、主要目地及び小庇を図示すること。

(l) 単線結線図

(m) 仕上表（建築概要、各室延べ面積共）

- ・別添資料 1-1：要求水準書【設計・建設業務編】添付資料 06「各室内部仕上がりリスト」を参照すること。

- ・水槽関係は別添資料 1-1：要求水準書【設計・建設業務編】「第 8 章 第 1 節 2-8 防水・防食工事」を参照すること。

- ・建築概要及び各室延べ面積を記載すること。

(n) パース（A3 判、カラー、南東から北西方向への眺望）

- ・建屋等の色彩・デザインを図示すること。ただし、パース上に図示される建屋等の色彩・デザインは現時点の提案という位置づけであり、実施設計段階で本組合と協議のうえ、決定されるので留意のこと。

ウ 設計書等

(a) 設計計算書（水槽類、機器類等）

(b) 維持管理費（薬品、電力、活性炭、水その他のもの）（日当たり及び kL 当たり）及び算出根拠

(c) 設備補修費及び算出根拠

(d) 設計仕様書（形式、性能、容量、数量、構造、各部材主要材質、操作条件等）

(e) その他別添資料 1：要求水準書に示す性能・機能を確認できる資料（運転管理を含む。）

(f) その他提案等の確認ができる資料（運転管理を含む。）

(g) 異常事態発生時における受注者の協議ルール

エ 工事関係

(a) 全体工事工程【A3 横】

(b) 添付資料

第 1 2 章 提出書類作成要領

1 一般的事項

各提出書類を作成するに当たっては、特に本組合の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 各提出書類に使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とし、単位は計量法によるものとする。
また、原則として横書きで記述する。
- (2) 別添資料 3：様式集に記載されている指示に従うこと。

2 参加資格審査申請時の提出書類

参加資格審査申請時の提出書類を作成するに当たっては、特に本組合の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 参加表明書（様式第 3 号）を表紙として、提出書類を所定の順番でまとめ、A4 判・縦・左綴じとして 1 部提出すること。

3 入札書等

入札書等を作成するに当たっては、特に本組合の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 「第 1 1 章 3 (2) 入札書等」に規定する入札書等を、封筒（別紙 2「入札書等の提出用封筒作成要領」を参照のこと。）に入れ、封かん及び封印して提出すること。
- (2) 入札価格は、入札書比較価格と同様に、事業期間にわたる設計・建設業務に係る対価及び運転管理業務に係る対価を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）とし、「第 3 章 8 事業者の収入（本組合からの支払分）」に基づいて算定すること。なお、事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込まないこと。
- (3) 入札価格には、消費税及び地方消費税を加えないこと。
- (4) 技術提案書（様式第 15 号）との整合性を確保すること。

4 技術提案書

技術提案書を作成するに当たっては、特に本組合の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 技術提案書は、様式ごとに様式集に示す所定のページ数を超えないものとし、様式集の順番で 1 冊にまとめ、A4 判・縦・横書き・片面・左綴じとして提出すること。文字サイズは 11 ポイント以上（図表は含めない。）とし、1 ページの記載枠内に概ね 1,600 字以内とする。技術提案書には各ページの右下欄に、本組合から送付された資格審査結果の通知に記載されたグループ名（以下「受付グループ名」という。）を記入する。なお、ページ設定、ページ番号等を変更しないこと。指定枚数 2 枚の様式（第 15 号-1、第 15 号-6、第 15 号-7）について、2 枚目の使用有無にかかわらず全ページを提出すること。
- (2) 施設計画図書については次のとおりとする。
 - ア 図面は、JIS の建築製図通則に従って作成すること。
 - イ 右下に図面名称及び受付グループ名を記入する。
- (3) 技術提案書のうち文章で記載するものについては、図表、絵及び写真等を使用してもよい。また、着色は自由とする。
- (4) ロゴマークの使用を含めて、構成企業名がわかる記述を避けること。ただし、技術提案書のうちの原本 1 部については、表紙及び表紙以外の各様式において構成企業名を明らかにすること。（原本に構成企業の凡例をつける対応も可とする。）また、技術提案書の副本において、企業名を記述する場合には、「構成員 A」、「構成企業 A」といった表現ではなく、「構成員 A(プラント設備設計・建設企業)」、「構成企業 A(運転管理企業)」等と当該企業の役割が分かるよう努めること。
- (5) 各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。

- (6) 本組合に提出する技術提案書の電子データは、原則として Microsoft Word (windows 版とし、バージョンは 2003 以降とする。) 及び Microsoft Excel (windows 版とし、バージョンは 2003 以降とする。) を使用すること。なお、図面については PDF 形式とすること。また、図等を文書に貼り付ける場合は、上記ソフト以外を使用してもよい。

5 留意事項

入札提案書類の作成に当たっては、以下の条件を踏まえること。

(1) リスク管理の方針

ア 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、本組合と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本件施設の設計・建設及び運転管理の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、本組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本組合が責任を負うものとする。

イ リスク分担

予想されるリスク及び本組合と事業者との責任分担は、原則として別表 1「リスク分担表」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約で定める。

(2) 保険

ア 本組合は、災害等に備えて、本件施設の災害等による損害を担保する目的で、建物総合損害共済等（現時点において加入する保険は未定であり、いずれの保険に加入するかは本件施設の竣工までに決定する。）に加入する。

イ 事業者の帰責事由によって損害が生じた場合には、本組合は事業者に対して損害賠償請求権を有する。ただし、事業者を付保する保険金により補填された部分は控除されるものとする。

ウ 事業者は第三者賠償保険等の必要な保険に加入すること。

(3) 資金調達

入札参加者が、事業実施に際し必要となる資金等を金融機関等より調達することを想定する場合は、金融機関等より当該の資金調達に係る関心表明書を徴求する等の対応により、資金調達が確実に行われるよう配慮すること。

(4) 要求水準書範囲外の提案について

別添資料 1：要求水準書に規定されている内容（業務範囲及び仕様）以外の提案については、あらかじめ入札説明書等に関する質問（第 1 回又は第 2 回）において、本組合に確認し、了解を得たものに限り有効とする。本組合の了解を得ずに提案を行った場合には、基礎審査において失格とする。

(5) 業務の委託

事業者は、業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事業者があらかじめ書面により、業務の一部について、第三者に委託し、又は請け負わせることについて、本組合の承諾を得た場合はこの限りではない。

(6) 雇用への配慮

ア 雇用においては、地元雇用に配慮すること。

イ 関係法令等に基づく雇用基準等を遵守すること。

ウ 下請人等を選定する際は、地元企業（構成市町村内に本店（建設業法に規定する主たる営業所を含む。）を有する者。以下同様とする。）の中から選定するよう努めること。また、資機材等の調達、納品等においても、積極的に地元企業を活用するよう努めること。

(7) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(a) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務

不履行又はその懸念が生じた場合において、本組合は、事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかった場合において、本組合は、事業契約を解除することができる。

(b) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本組合は事業契約を解除することができる。

(c) (a)及び(b)により本組合が事業契約を解除した場合において、事業者は、本組合に生じた損害を賠償しなければならない。

イ 本組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(a) 本組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。

(b) (a)により事業者が事業契約を解除した場合において、本組合は、事業者に生じた損害を賠償する。

ウ 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本組合又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合において、本組合及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、本組合及び事業者は、事業契約を解除することができる。

エ その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

(8) 事業終了時の取扱い

要求水準書等に定める明渡し基準を満たしていることを確認するため、事業者は自らの費用と責任において第三者機関による機能検査を、本組合の立会いのもとに実施すること。

(9) 本組合による本事業の実施状況の監視

ア 運転管理期間

本組合は、事業者による運転管理業務の状況が、運転管理業務委託契約書、要求水準書等に定める要件を満たしていることを確認するために、運転管理業務の監視を行う。事業者は、本組合が行うモニタリングに対して、必要な協力を行う。また、モニタリングの結果、運転管理に係るサービスが事業契約に定める水準に達していないと判断される場合は、本組合は事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができる。なお、改善が認められない場合には、運転管理業務委託料等の減額等を行うことができる。

モニタリング内容については次のとおりである。

- ①し尿等処理状況の確認
- ②各種用役の確認
- ③保守・点検状況の確認
- ④安全体制、緊急連絡等の体制の確認
- ⑤安全教育、避難訓練等の実施状況の確認
- ⑥事故記録及び予防保全の周知状況の確認
- ⑦緊急対応マニュアルの評価及び実施状況の確認
- ⑧初期故障、各設備不具合事項等への対応状況の確認
- ⑨性能保証値等の各基準値への適合性の確認
- ⑩環境モニタリング
- ⑪運転状況、薬品等使用状況の確認
- ⑫事業運営の確認及び評価（決算報告書及び環境報告書）
- ⑬提案した地域貢献の内容が実施されていることの確認

⑭その他必要なモニタリング

イ 運転管理業務終了時

本組合は、運転管理業務終了時に、運転管理業務委託契約書、要求水準書等に定める明渡し基準を満たしていることを確認するために、事業者が実施する機能検査に立会い、本件施設が適切な状況にあることの確認を行う。

第 13 章 その他

1 必要事項等の追加

入札説明書に定めることのほか、入札の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、本組合のホームページで公表する。適宜、本組合のホームページを確認すること。なお、資格審査結果の通知後においては入札参加者の代表企業に通知する場合がある。

2 情報提供及び情報公開

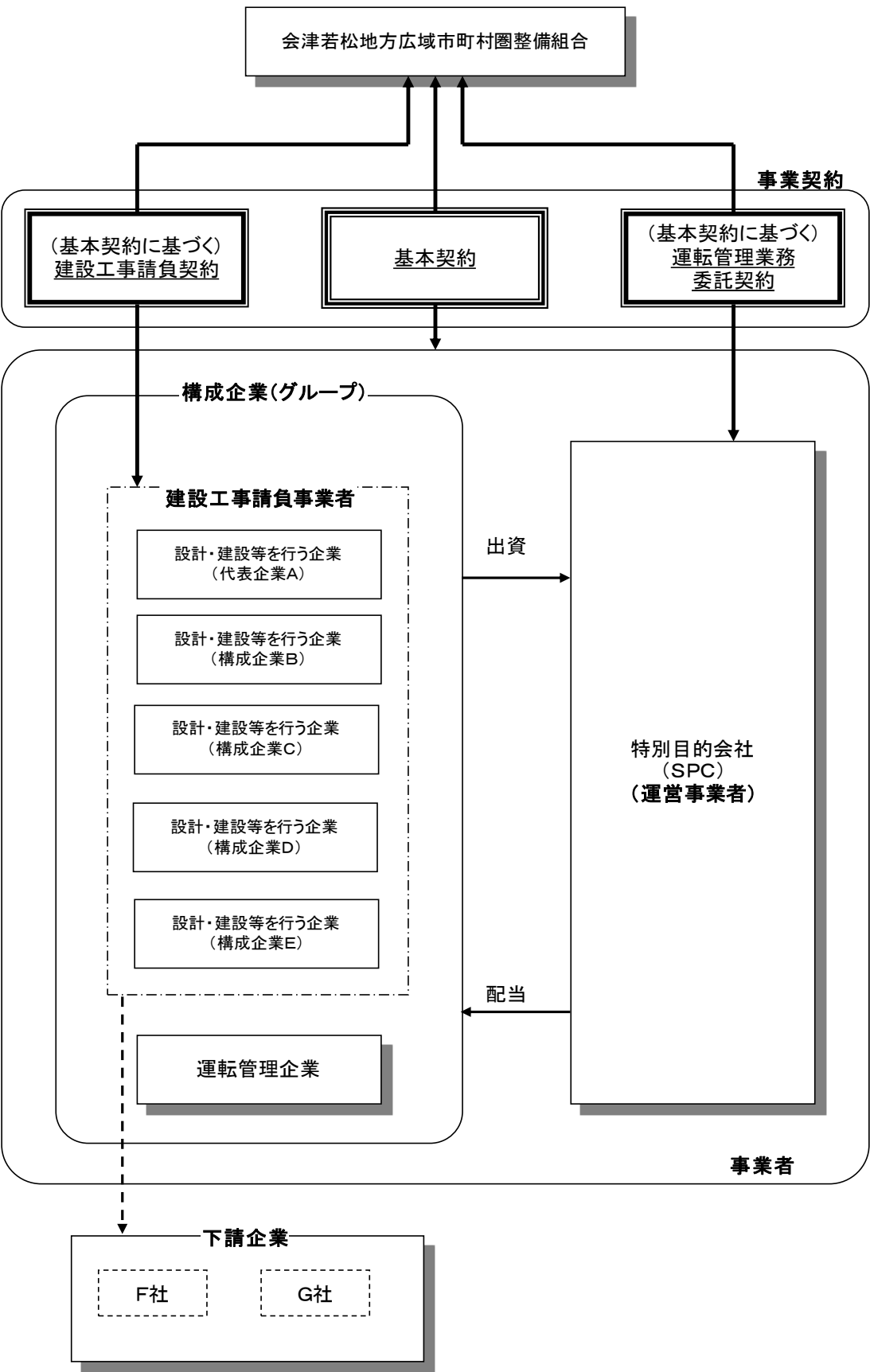
本事業に係る情報提供は、適宜、本組合のホームページ等を通じて行う。また、情報公開は会津若松地方広域市町村圏整備組合情報公開条例（平成 21 年 2 月 27 日会広整組条例第 2 号）その他の関係法令等に基づき行う。

第 14 章 事務局

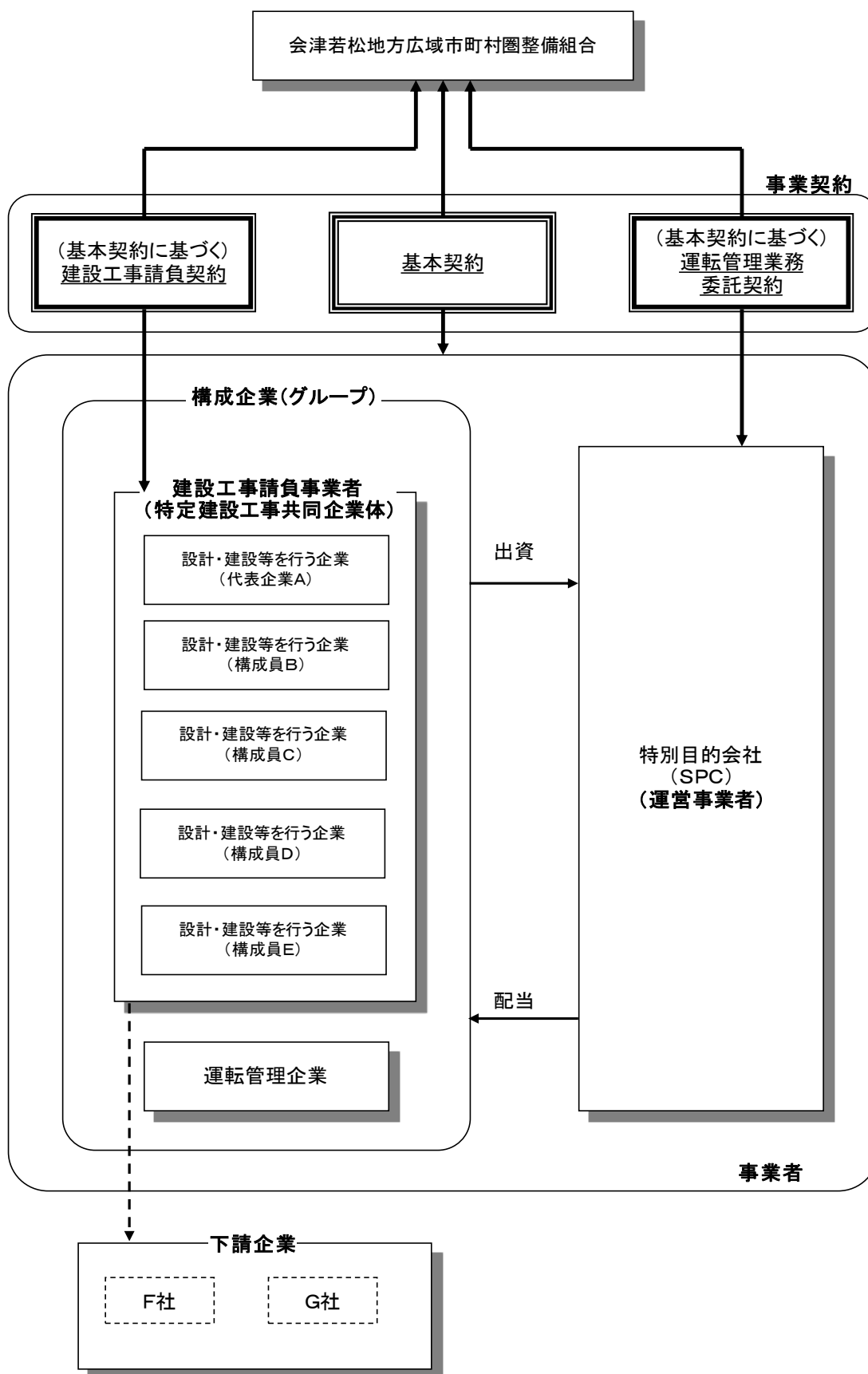
本事業の事務局は次のとおりである。

事 務 局 : 会津若松地方広域市町村圏整備組合 環境センター
所 在 地 : 〒965-0858 福島県会津若松市神指町大字南四合字深川西 292 番地 2
電 話 : 0242-27-9004
F A X : 0242-27-9005
E - m a i l : kankyo@aizu-kouiki.jp
ホ ー ム ペ ー ジ : <http://www.aizu-kouiki.jp/>

別紙1 本事業の事業スキーム



例1 建設工事請負事業者が複数企業の場合



例 2 建設工事請負事業者が特定建設工事共同企業体の場合

別紙 2 入札書等の提出用封筒作成要領

1 作成方法

- (1) 封筒の大きさは、角型 2 号とすること。
- (2) 「2 入札書等の提出用封筒（例）」を参考に、表面に「入札書等」の文言（朱書き）、入札提案書類の提出日、事業名及び事業場所を記載するとともに、裏面にはグループ名、代表企業の住所及び商号並びに代理人の名前を記載したうえで、代表企業の代表者印及び代理人印を押印すること。なお、代理人とは、様式第 8 号の代理人を指すものとする。
- (3) 記載は、縦書きも可とする。
- (4) 封筒に「第 1 1 章 3（2）入札書等」に規定する様式を全て同封のうえ、封かん及び封印すること。なお、A3 判の様式については A4 判に折込み封入すること。
- (5) 代表者印及び代理人印は、いずれも他の様式で使用するものと同じものとする。

2 入札書等の提出用封筒（例）

封筒：表面

□ □ □ □ □ □ □	入札提案書類提出日 平成 年 月 日	入 札 書 等	
事業名	有機性廃棄物リサイクル推進施設(し尿処理施設) 整備・運営事業		
事業場所	福島県会津若松市神指町大字南四合字オノ神地内		

封筒：裏面

印	〇〇〇〇グループ 代表企業 □□県□□市□□町□□番□□号 □□□□株式会社 代表取締役 △△ △△ 印 (代理人名 △△ △△ 印)	印
--------------	---	--------------

別表1 リスク分担表

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			組合	事業者
共通	入札説明書等書類リスク	入札説明書、要求水準書等の誤記及び提示漏れにより、本組合の要望事項が達成されない等	○	
	契約締結リスク	議会を含む本組合の事由により契約が結べない等	○	
		事業者の事由により契約が結べない等		○
	計画変更リスク	本組合の指示による事業範囲の縮小、拡大等	○	
	用地確保リスク	事業用地の確保に関するもの	○	
	近隣対応リスク	本件施設の設置そのものに対する住民反対運動等	○	
		上記以外のもの		○
	第三者賠償リスク	調査、設計、建設及び運転管理において第三者に及ぼす損害	△※1	○
	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更	○	
		上記以外の法令の変更		○
	税制度変更リスク	事業者の利益に課される税制度の変更		○
		上記以外の税制度の変更	○	
	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
	応募リスク	応募費用に関するもの		○
	物価変動リスク	本件施設の供用開始前のインフレ又はデフレ	○	△
		本件施設の供用開始後のインフレ又はデフレ	○	△
設計段階	設計変更リスク	調査、設計、建設及び運転管理において発生する事故		○
		事業の中止・遅延に関するリスク(債務不履行リスク)	○	
	測量・地質調査リスク	本組合の指示及び本組合の債務不履行によるもの		○
		事業者の債務不履行、事業放棄及び破綻によるもの		○
	建設着工遅延リスク	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等	○	△
建設段階	設計変更リスク	本組合の指示並びに提示条件の不備及び変更による費用の増大及び計画遅延に関するもの	○	
		事業者の提案内容の不備及び変更による費用の増大及び計画遅延に関するもの		○
	測量・地質調査リスク	本組合が実施した測量及び地質調査部分に関するもの	○	
		事業者が実施した測量及び地質調査部分に関するもの		○
	建設着工遅延リスク	本組合の指示並びに提示条件の不備及び変更によるもの	○	
		上記以外の要因によるもの		○
運転管理段階	工事費増大リスク	本組合の指示並びに提示条件の不備及び変更による工事費の増大	○	
		上記以外の要因による工事費の増大		○
	工事遅延リスク	本組合の指示並びに提示条件の不備及び変更による工事遅延及び未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延及び未完工による施設の供用開始の遅延		○
	一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		○
	性能リスク	要求水準書との不適合(施工不良を含む。)		○
運転管理段階	処理対象物の質の変動リスク	処理対象物の質の変動に起因する費用上昇、事故等	○	△
	処理対象物の量の変動リスク	処理対象物の量の変動に起因する費用上昇、事故等	○	△
	性能リスク	要求水準書との不適合		○
	施設瑕疵リスク	運転管理期間中における施設瑕疵に関するもの		○
	施設の性能確保リスク	運転管理業務終了時における施設の性能確保に関するもの		○

○:主分担、△:従分担

※1:第三者との窓口を担当